河川敷一時使用届(竹木の伐採)

【届出者記載欄】

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所長 殿

使用者 住 所 氏 名 担当者 連絡先

下記のとおり、河川敷内の竹木を伐採したいので届け出ます。

伐 日	採時	令和	年	月	日	時	から	令和	年	月	日	時	まで
伐 目	採的												
伐場	採所												
伐採量													
現 地 責任者													
備	考												

※ 使用内容が自由使用の範疇とは認め難いものについては、原本を返却しますので、改めて協議して下さい。

上記届出内容の受付につきましては、河川区域内における軽易な伐採 行為について、本使用届を事前に提出頂いたものです。よって河川敷内 の竹木の採取を認める趣旨のものではございません。

なお、伐採にあたっては、下記のことにご留意下さい。

- 1. 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。
- 2. 他の河川敷利用者の支障とならないよう留意すること。
- 3. 堤防付近での伐採を行わないこと。
- 4. 伐採後は整地、清掃を行うこと。
- 5. 伐採した竹木を処分以外の目的で河川区域外に持ち出さないこと。
- 6. 降雨時には使用者において気象情報、水位情報及びダム放流情報を 逐次把握し、危険が生じるおそれがあるときは速やかに避難するこ と。
- 7. 河川情報については、下記のアドレスへ接続することによって、携帯端末を利用した入手が可能であるため、必要に応じて積極的に活用すること。

アドレス: http://www.river.go.jp/ (国土交通省「川の防災情報」)

担当者記載欄

受付印欄

河川敷一時使用届(竹木の伐採)(記入例)

【届出者記載欄】

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所長 殿

使用者 住 所 氏 名 担当者 連絡先

押印省略可

下記のとおり、河川敷内の竹木を伐採したいので届け出ます。

伐	採	令和	年	月	日 時	から	令和	年	月	日	時	まで	
日	時	概ね1週間程度											
伐	採	橋梁補修工事に伴う仮設足場設置のための事前伐採											
目	的												
伐	採	鳥取市○○町△△123番地先											
場	所		左岸	または右	岸 0 k 0	000(不	明な場合	は▲▲	橋下流	100m	付近等	でも可)	
伐採量		何本また	とは何	m³等									
現 責信	地 £者	氏名と連絡先を記載 (上記と同じ場合は同上で可)											
備	考	使用資格	髪材を	記載									

※ 使用内容が自由使用の範疇とは認め難いものについては、原本を返却しますので、改めて協議して下さい。

上記届出内容の受付につきましては、河川区域内における軽易な伐採 受付印欄 行為について、本使用届を事前に提出頂いたものです。よって河川敷内 の竹木の採取を認める趣旨のものではございません。 なお、伐採にあたっては、下記のことにご留意下さい。 1. 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を 行うこと。 2. 他の河川敷利用者の支障とならないよう留意すること。 3. 堤防付近での伐採を行わないこと。 4. 伐採後は整地、清掃を行うこと。 5. 伐採した竹木を処分以外の目的で河川区域外に持ち出さないこと。 担当者記載欄 6. 降雨時には使用者において気象情報、水位情報及びダム放流情報を 逐次把握し、危険が生じるおそれがあるときは速やかに避難するこ 7. 河川情報については、下記のアドレスへ接続することによって、携 帯端末を利用した入手が可能であるため、必要に応じて積極的に活 用すること。 アドレス: http://www.river.go.jp/ (国土交通省「川の防災情報」)

添付書類

- ・位置図・・・・・管内図、ネット地図等何でも構いません。
- ・平面図・・・・・河川区域のどの範囲か分かるように使用箇所を着色して下さい。
- ・提出方法等・・・<u>提出部数は1部</u> 持参、郵送、メールいずれでも構いません。 メールアドレス: sendai-gawa@cgr.mlit.go.jp
- ・その他・・・・記載内容に不備がある場合は、河原流域治水出張所から連絡させて頂きますので、 担当者の連絡先は必ず記入願います。 また、以下の注意事項を必ず一読のうえ遵守願います。
- 注1) 当該届出書で使用出来る期間は、概ね1週間程度です。
- 注2) 当該届出書は、河川区域内の竹木の採取を認めるものではありません。なお、伐採木や流木の配布予定については不定期ですので、鳥取河川国道事務所のホームページをご覧頂くか、河原流域治水出張所にお問い合わせ下さい。(0858-85-0517)
- 注3) 伐採した竹木を処分以外の目的で河川区域外に持ち出したり、販売したりしないで下さい。
- 注4) 堤防付近での伐採は行わないで下さい。また、伐採後は整地、清掃を行って下さい。
- 注5) 当該届出書は、河川区域内を排他的・独占的に使用を認めるものではありません。他の河川敷 利用者の支障とならないよう留意して下さい。
- 注6) 河川区域内を使用する場合は、交通事故、作業事故、第三者被害のないよう十分注意して下さい。
- 注7) 堤防や樋門、観測所等の国が管理する施設を傷めないで下さい。損傷した場合は、原因者の負担により原型復旧してもらいます。

届出書の下段の事項と重複する内容もありますが、併せて留意願います。